

八幡浜地区施設事務組合消防職員の分限、懲戒に関する委員会規程

〔平成14年11月26日〕
〔消防本部訓令第1号〕

改正 平成20年 4月 1日消本訓令第1号 平成31年 2月27日消本訓令第2号

(目的)

第1条 一般職に属する職員（以下「職員」という。）の分限及び懲戒処分に関する事項を審議するため、八幡浜地区施設事務組合消防職員の分限、懲戒に関する委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織し、それぞれ当該各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 委員長 消防長

(2) 副委員長 消防次長（消防次長に事故があるとき又は消防次長が欠けたときにあつては、総務課長）

(3) 次に掲げる3名以上の委員

ア 八幡浜地区施設事務組合事務局長

イ 職員のうち消防長が任命した者

ウ 八幡浜地区施設事務組合を構成する市町の人事担当課長

2 消防長は、特に必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の者を委員に任命し、又は委嘱することができる。

(委員長)

第3条 委員長は、会務を掌理し、会議の議長となる。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことはできない。

2 委員会の議事は、委員の合議によるものとする。

3 委員長、副委員長及び委員は、自己又は3親等内の親族及び配偶者

に関する事件の会議に参加することができない。

(結果報告)

第5条 委員長は、委員会に付せられた事項について、その審議の経過及び結果を組合長に報告しなければならない。

(関係者の出頭)

第6条 委員会は、必要と認めるときは、関係者の出頭を求め、その陳述を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

附 則

この規程は、平成14年11月26日から施行する。

附 則 (平成20年消本訓令第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年消本訓令第2号)

この規程は、公布の日から施行する。